

# 運営などの状況を公表します

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間（標準的なもの）(R2.4.1現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

### (2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況 (R2.1.1~R2.12.31)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均使用日数	取得率
4,049.0日	1,012.2日	109人	9.3日	25.0%

### (3) その他の休暇制度 (R2.4.1現在)

区分	内容
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ない場合（90日以内）
特別休暇	結婚休暇（5日） 産前・産後休暇（産前6週間、産後8週間） 妻の出産休暇（2日） 子の養育休暇（5日） 子の看護休暇（5日） 忌引休暇（1~7日） 夏季休暇（3日） ボランティア休暇（5日） など
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子どもなどを介護する場合（2週間以上6月以内）

## 5 職員の休業に関する状況

### 育児休業等の取得状況 (R2.4.1~R3.3.31)

	令和2年度新規取得者数			前年度からの継続取得者数		
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	2人	3人	0人	3人	3人	0人
計	2人	3人	0人	3人	3人	0人

## 6 職員の分限・懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数 (R2.4.1~R3.3.31)

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	1人	0人	1人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

### (2) 懲戒処分者数 (R2.4.1~R3.3.31)

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人

## 7 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行動等の禁止規定に違反した場合は、懲戒処分の対象になります。

## 8 職員の退職管理の状況

### 退職者の再就職の状況

令和元年度定年退職者	再就職							再就職なし
	笠松町（臨時・嘱託）	他の地方公共団体	地方独立行政法人	地方三公社	非営利法人	営利法人	自営業	
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 9 職員の研修の状況

### 研修の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

研修機関	研修回数	参加者数
岐阜県市町村研修センター	16回	28人
町単独	1回	86人
その他	40回	57人

## 10 職員の福祉・利益の保護の状況

### (1) 健康診断の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	49人
定期健康診断	71人

### (2) 公務災害補償制度の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

加入団体	制度概要	災害件数
地方公務員災害補償基金岐阜県支部	地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	0件

## 11 公平委員会に関する業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

継続件数	措置要求件数
0件	0件

### (2) 不利益処分に関する審査請求の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

継続件数	審査請求件数
0件	0件